

## 5 平成19年度保護課予算(案)の概要

(保護課)

事 項	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 額 (案)	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
<b>生活保護関係</b>	2,061,077,067	2,000,010,516	▲ 61,066,551	
生活保護費	2,046,077,067	1,982,010,516	▲ 64,066,551	
I 生活保護費負担金	2,043,876,847	1,979,810,561	▲ 64,066,286	
1 保護費負担金	2,016,578,021	1,952,455,847	▲ 64,122,174	1. 基準の見直し (1) 生活扶助基準の改定 ・ 標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳 1級地-1) (月額)162,170円 (前年度同額) (2) 母子加算の見直し ・ 母子加算(子供が16~18歳)(最終年) 7,750円(1級地)→ 0円 ・ 母子加算(子供が15歳以下) (段階的廃止(3年計画の1年目)) 23,260円(1級地)→ 15,510円 ・ ひとり親世帯就労促進費(仮称)の創設 (就労している場合 10,000円/月) (職業訓練等に参加している場合 5,000円/月) ※15歳以下の母子世帯について、母子加算 の段階的見直し額とひとり親世帯就労促 進費(仮称)の額を比較して高い方を給付 (3) 多人数世帯の基準額適正化(最終年) 1 類費算定の際に適用する遞減率 4人世帯 : 0.96 → 0.95 5人以上世帯 : 0.93 → 0.90 (4) 出産扶助基準の改定 施設分娩の改定 165,000円以内 → 168,000円以内 (5) 生業扶助基準の改定 技能修得費(高等学校等就学費を除く)の 改定 67,000円以内 → 68,000円以内 2. 要保護世帯向け長期生活支援資金創設、 生活保護に優先適用 3. 自立支援プログラムの推進により、生活 保護受給者の就労や退院を促進 4. 他法優先徹底の観点から、生活保護を受 給している障害者の人工透析費用を自立 支援医療へ移管
2 施設事務費負担金	27,298,826	27,354,714	55,888	
II 生活保護指導監査 委託費	2,200,220	2,199,955	▲ 265	[指導監査室で計上]
セーフティネット支援 対策等事業費補助金	15,000,000	18,000,000	3,000,000	自立支援プログラムの着実な推進(次頁参照) (要保護世帯向け長期生活支援資金の創設)

事 項	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 額 (案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設整備関係</div> 社会福祉施設等施設 整備費補助金	—	—	—	社会福祉施設等施設整備費補助金の内数として計上  18年度予算額 19年度予算額(案) 9,400,000千円 → 9,000,000千円
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本 省 費</div>	303,358	341,194	37,836	
合 計	2,059,180,205	1,998,151,755	▲ 61,028,450	(生活保護指導監査委託費を除く。)

#### 自立支援プログラムの着実な推進

生活保護受給者の就労自立（就労による経済的自立）、日常生活自立（日常生活において自立した生活を送ること）及び社会的自立（地域社会の一員として充実した生活を送ること）を目指す「自立支援プログラム」の福祉事務所等における導入を一層推進する。

- セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用 ----- 18,000,000千円  
 母子世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。また、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院を促進する。
- ハローワーク等との連携
  - ・ ハローワークにおける生活保護受給者のための就労支援コーディネーター及び  
 就職支援ナビゲーターの配置 ----- 982,914千円  
 [職業安定局で計上]
  - ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 ----- 719,145千円  
 [職業能力開発局で計上]

## セーフティネット支援対策等事業費補助金

18年度予算額 15,000,000千円 → 19年度予算額(案) 18,000,000千円

### (目的)

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

### (補助先)

都道府県、市町村

### (実施主体)

都道府県、市町村、都道府県社会福祉協議会等

### (事業内容)

#### ア 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図る事業

(例) 実施体制整備事業、自立支援サービス整備事業

#### (19年度新規事項等)

- ・稼働能力判定委員会の設置
- ・生活保護精神障害者等退院促進事業

#### イ 生活保護適正実施推進事業

生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施等、各種適正化の取組を推進する事業

(例) 生活保護法施行事務監査等事業、生活保護適正化事業

#### ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業

(例) 地域福祉基盤整備事業(民生委員・児童委員研修事業、福祉人材確保推進事業等)

地域福祉支援事業(生活福祉資金貸付事業、運営適正化委員会設置運営事業等)

#### (19年度新規事項等)

- ・要保護世帯向け長期生活支援資金の創設
- ・日常生活自立支援事業の創設(地域福祉権利擁護事業の拡充)
- ・地域福祉等推進特別支援事業の創設

#### エ ホームレス対策事業

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業やホームレス及びホームレスになるおそれのある者が生活する場所を巡回し、面接を行い、日常生活等に関する相談等を行う総合相談推進事業等の実施によりホームレスの自立を総合的に支援する事業

(例) ホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等

(参考1) 国の予算と生活保護費(当初予算)の年次推移

(億円)

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	18	19
予 算 額	一般会計予算	6,614	9,915	15,697	36,581	79,498	212,888	425,888	524,996	662,367	709,871	849,871	821,829	796,860	829,088
	一般歳出予算	—	8,109	12,588	29,199	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	472,829	463,660	469,784
	社会保障関係費	—	1,043	1,803	5,184	11,413	39,282	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	203,808	205,739	211,341
	厚生労働省予算	329	846	1,640	4,787	11,035	39,067	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	208,178	209,417	209,659
	生活保護費	153	335	446	1,059	2,172	5,347	9,559	10,815	11,087	10,532	12,306	19,230	20,461	19,820
生 活 保 護 費 の 割 合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	生保 / 一般会計	2.3	3.4	2.8	2.9	2.7	2.5	2.2	2.1	1.7	1.5	1.4	2.3	2.6	2.4
	生保 / 一般歳出	—	4.1	3.5	3.6	3.6	3.4	3.1	3.3	3.1	2.5	2.6	4.1	4.4	4.2
	生保 / 社会保障	—	32.1	24.7	20.4	19.0	13.6	11.6	11.3	9.5	7.6	7.3	9.4	9.9	9.4
	生保 / 厚生労働省	46.5	39.6	27.2	22.1	19.7	13.7	11.7	11.4	9.6	7.5	7.9	9.2	9.8	9.5

(注) 59年までは10分の8負担、60～63年度は10分の7負担、元年度以降は4分の3負担である。

(注) 平成11年度以前の厚生労働省予算の額については、厚生省予算額である。

(参考) 平成19年度予算(案)における最低生活保障水準(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	180,170 <sup>円</sup>	172,870 <sup>円</sup>	165,580 <sup>円</sup>	158,270 <sup>円</sup>	145,980 <sup>円</sup>	138,680 <sup>円</sup>
生活扶助	162,170	154,870	147,580	140,270	132,980	125,680
第1類	106,890	102,080	97,280	92,450	87,650	82,840
第2類	55,280	52,790	50,300	47,820	45,330	42,840
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1 第2類は、冬季加算(Ⅵ区×5/12)を含む。以下同じ。

2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 老人1人世帯【68歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	93,820 <sup>円</sup>	90,190 <sup>円</sup>	86,540 <sup>円</sup>	82,910 <sup>円</sup>	74,260 <sup>円</sup>	70,640 <sup>円</sup>
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
第1類	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
第2類	44,720	42,710	40,690	38,680	36,660	34,660
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 夫婦子2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	216,480 <sup>円</sup>	207,870 <sup>円</sup>	199,270 <sup>円</sup>	190,640 <sup>円</sup>	177,040 <sup>円</sup>	168,430 <sup>円</sup>
生活扶助	191,330	182,720	174,120	165,490	156,890	148,280
第1類	133,920	127,890	121,870	115,830	109,810	103,780
第2類	57,410	54,830	52,250	49,660	47,080	44,500
児童養育加算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

## 6 生活保護の動向

### ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇しているが、近年は、雇用情勢の改善傾向等を受けて、被保護人員の増加の伸びは平成17年度平均の3.7%から、平成18年11月には2.4%と鈍化傾向にある。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯 約60万2千世帯 保護率 7.0‰	→	○平成18年11月現在(速報値) 被保護人員 約152万1千人 被保護世帯 約108万1千世帯 保護率 11.9‰
---	---	--

雇用関係指標及び被保護人員対前年同月比の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員数	被保護人員対前年同月比(指数)
	千人	%	倍	人	
平成17年度平均	2,940	4.4	0.95	1,475,838	103.7
平成18年1月	2,920	4.5	1.03	1,491,488	103.3
平成18年2月	2,770	4.2	1.04	1,493,760	103.2
平成18年3月	2,890	4.4	1.01	1,502,096	103.1
平成18年4月	2,840	4.3	1.04	1,494,410	103.1
平成18年5月	2,770	4.1	1.07	1,497,093	103.0
平成18年6月	2,780	4.1	1.08	1,500,683	102.8
平成18年7月	2,680	4.0	1.09	1,504,186	102.7
平成18年8月	2,720	4.1	1.08	1,509,497	102.7
平成18年9月	2,800	4.2	1.08	1,511,231	102.6
平成18年10月	2,810	4.1	1.06	1,516,551	102.6
平成18年11月	2,590	4.0	1.06	1,521,131	102.4

資料:労働力調査(総務省)、職業安定業務統計、福祉行政報告例(速報値)

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

### イ 近年の保護動向の特徴

#### (ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、約半数(44.0%)が高齢者世帯であるが、近年は、稼働能力がある者を多く含む母子世帯やその他世帯の伸びも顕著である。

世帯類型別被保護世帯数の推移

	平成7年度	構成割合(%)	平成18年11月	構成割合(%)
総数	600,980	100.0	1,079,293	100.0
高齢者世帯	254,292	42.3	474,932	44.0
母子世帯	52,373	8.7	93,784	8.7
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	400,051	37.1
その他世帯	41,627	6.9	110,526	10.2

資料:福祉行政報告例(平成18年11月分は速報値)

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯の状況

世帯の単身化が進んでおり、現在被保護単身世帯の割合は74.2%となっている。  
特に高齢者世帯においては9割を占めている。

世帯類型別被保護単身世帯の割合

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	単身	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成18年11月	1,079,293	474,932	93,784	400,051	110,526
	単身	800,529 (74.2%)	421,604 (88.8%)	-	317,506 (79.4%)	61,419 (55.6%)

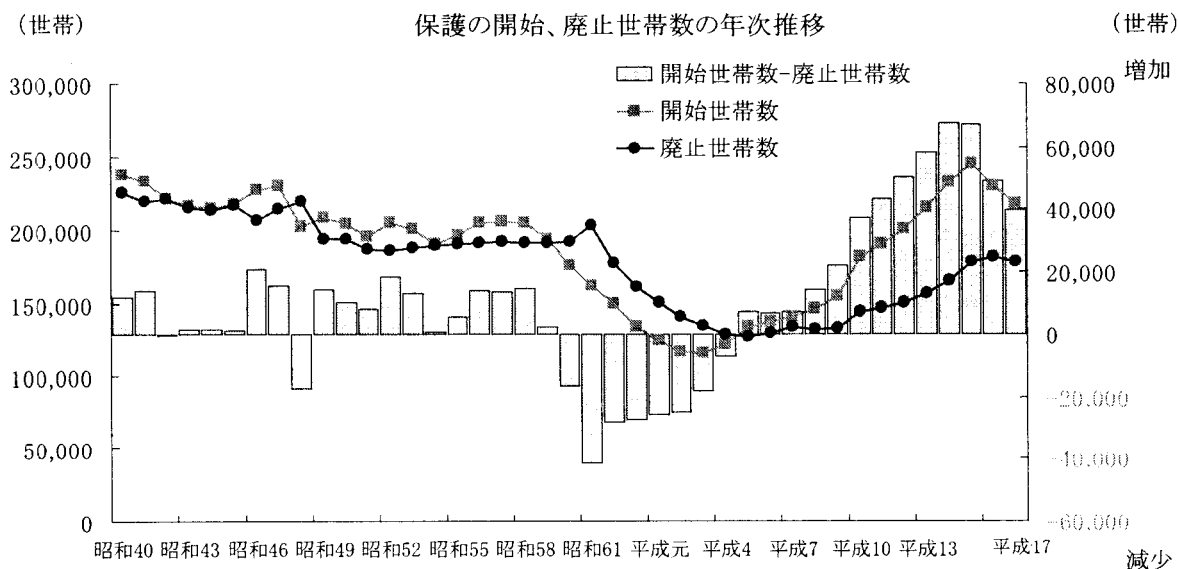
資料:福祉行政報告例(平成18年11月分は速報値)

※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

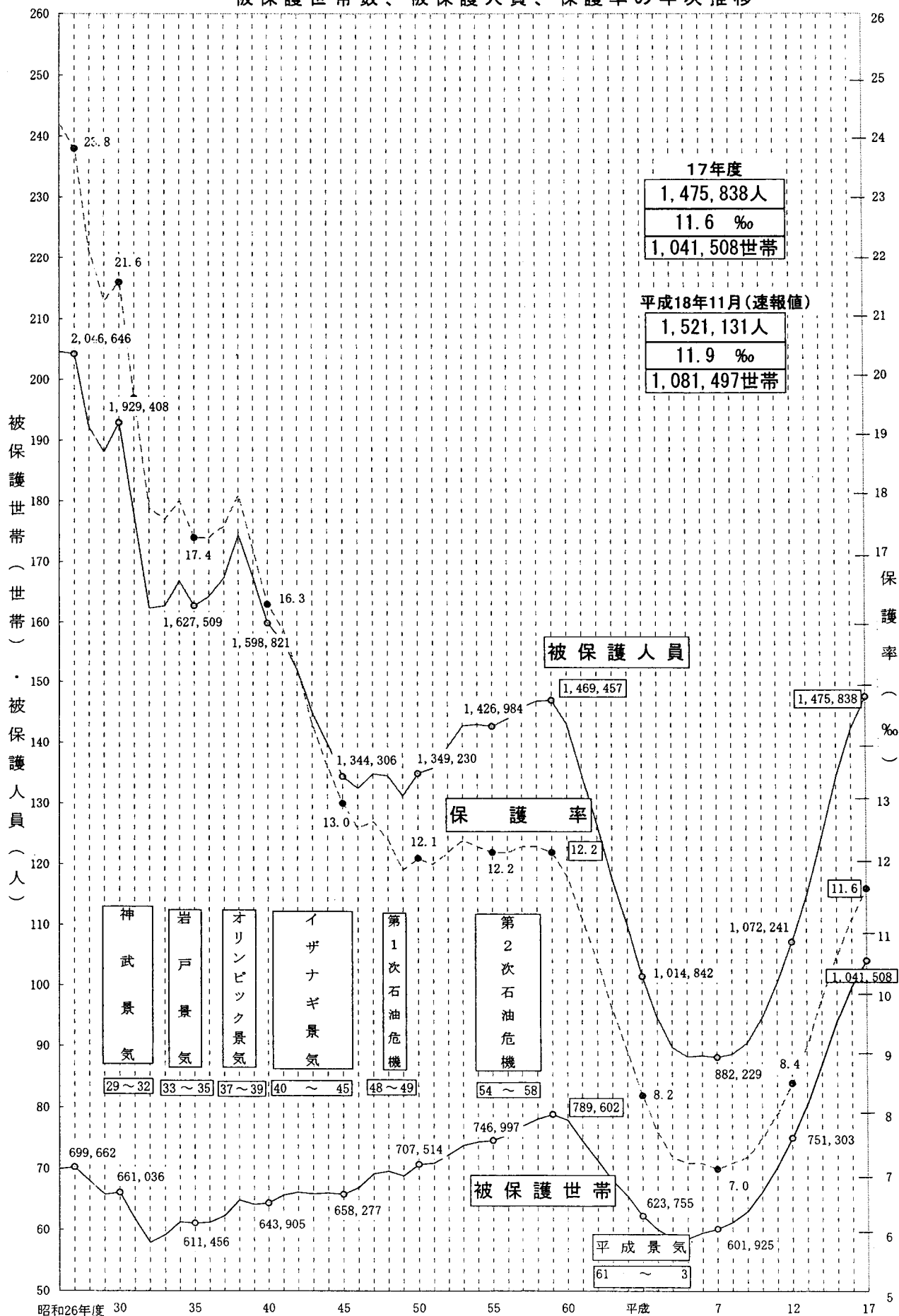
※世帯数は保護停止中のものを含まない。

(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成16年度に引き続き、平成17年度においても減少している。廃止世帯数については、平成17年度において若干の減少が見られるが、開始-廃止世帯数の差は、4万人を下回った。



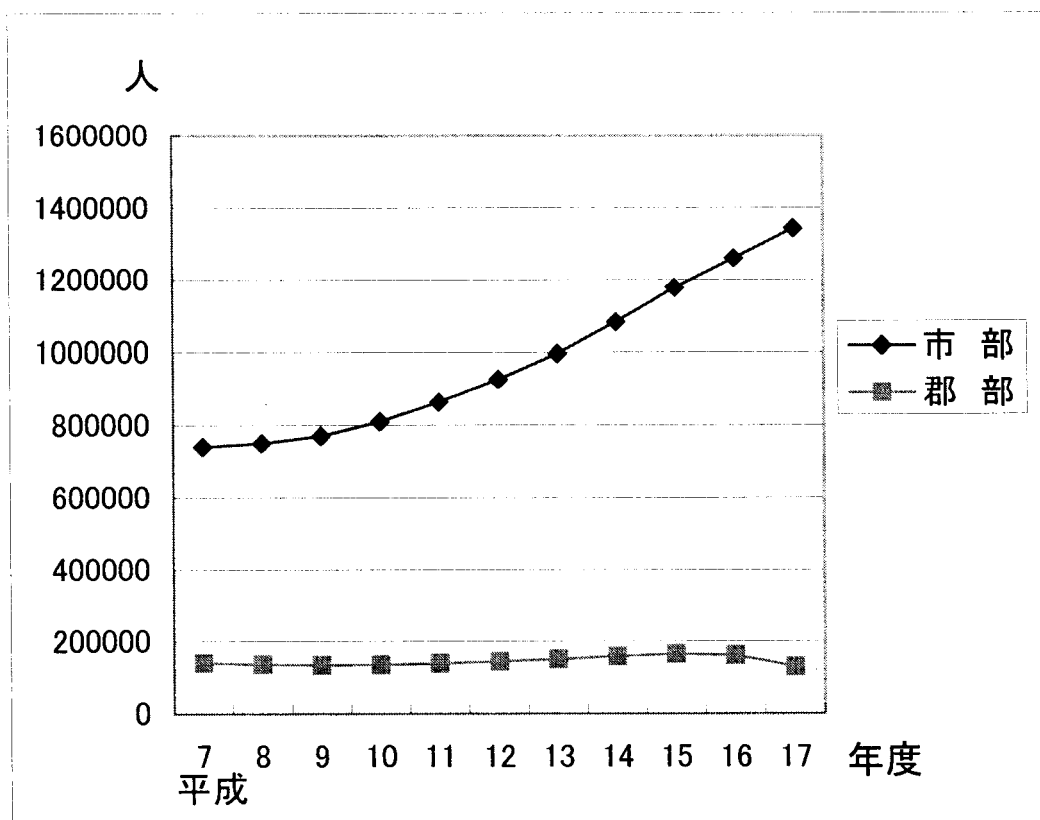
被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料: 福祉行政報告例



## 市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447

資料：福祉行政報告例

### 都道府県・指定都市別保護率

		平成17年度	
		‰	
全	国	11.6	
大	阪	市	40.2
札	幌	市	26.9
神	戸	市	26.5
京	都	市	25.8
北	海	道	23.4
高	知	県	20.6
福	岡	県	20.2
福	岡	市	18.6
川	崎	市	17.8
大	阪	府	17.5
青	森	県	16.2
長	崎	県	15.2
東	京	都	15.2
沖	縄	県	15.1
広	島	市	15.0
鹿	児	島	14.3
徳	島	県	14.1
横	浜	市	13.5
大	分	県	13.0
名	古	屋	12.9
北	九	州	12.8
山	口	県	12.2
千	葉	市	12.1
宮	崎	県	11.2
秋	田	県	11.1
和	歌	山	11.0
奈	良	県	10.8
愛	媛	県	10.6
仙	台	市	10.3
京	都	府	9.9
岡	山	県	9.9
兵	庫	県	9.5
香	川	県	9.3
広	島	県	8.9
熊	本	県	8.5
さ	い	ま	8.3
岩	手	市	7.8
鳥	取	県	7.7
神	奈	川	7.5
静	岡	市	7.1
福	島	県	7.0
埼	玉	県	7.0
佐	賀	県	7.0
三	重	県	6.9
千	葉	県	6.8
栃	木	県	6.3
宮	城	県	6.0
滋	賀	県	5.7
島	根	県	5.6
新	潟	県	5.5
茨	城	県	5.4
石	川	県	4.4
山	形	県	4.2
群	馬	県	4.2
山	梨	県	3.8
静	岡	県	3.6
長	野	県	3.2
岐	阜	県	3.1
愛	知	県	3.0
福	井	県	2.6
富	山	県	2.3

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは、指定都市分を除く。

※保護率の大きい順。

都道府県・指定都市別保護率の増減

		平成7年度	平成17年度	増減(7' - 17')
		%	%	
全	国	7.0	11.6	4.6
大	阪市	18.0	40.2	22.2
神	戸市	14.9	26.5	11.6
札	幌市	17.0	26.9	9.9
川	崎市	9.0	17.8	8.8
大	阪府	8.7	17.5	8.8
北	海道	14.7	23.4	8.7
広	島市	6.6	15.0	8.4
千	葉市	4.6	12.1	7.5
東	京都	8.1	15.2	7.1
横	浜市	6.9	13.5	6.6
名	古屋市	6.6	12.9	6.3
高	知県	15.3	20.6	5.3
青	森県	11.0	16.2	5.2
仙	台市	5.2	10.3	5.1
京	都市	21.0	25.8	4.8
長	崎県	10.8	15.2	4.4
山	口県	7.8	12.2	4.4
兵	庫県	5.3	9.5	4.2
秋	田県	7.0	11.1	4.1
京	都府	5.9	9.9	4.0
神	奈川県	3.5	7.5	4.0
埼	玉県	3.1	7.0	3.9
埼	児島県	10.5	14.3	3.8
千	葉県	3.0	6.8	3.8
和	歌山県	7.3	11.0	3.7
大	分県	9.4	13.0	3.6
福	岡市	15.1	18.6	3.5
栃	木県	3.1	6.3	3.2
奈	良県	7.8	10.8	3.0
岡	山県	6.9	9.9	3.0
福	島県	4.0	7.0	3.0
徳	島県	11.3	14.1	2.8
愛	媛県	7.8	10.6	2.8
広	島県	6.1	8.9	2.8
福	岡県	17.5	20.2	2.7
宮	崎県	8.5	11.2	2.7
宮	城県	3.3	6.0	2.7
岩	手県	5.2	7.8	2.6
新	潟県	3.2	5.5	2.3
茨	城県	3.1	5.4	2.3
沖	縄県	12.9	15.1	2.2
三	重県	4.7	6.9	2.2
香	川県	7.4	9.3	1.9
石	川県	2.7	4.4	1.7
鳥	取県	6.1	7.7	1.6
群	馬県	2.6	4.2	1.6
山	梨県	2.2	3.8	1.6
滋	賀県	4.2	5.7	1.5
静	岡県	2.2	3.6	1.4
佐	賀県	5.8	7.0	1.2
島	根県	4.5	5.6	1.1
岐	阜県	2.0	3.1	1.1
熊	本県	7.5	8.5	1.0
愛	知県	2.0	3.0	1.0
長	野県	2.3	3.2	0.9
山	形県	3.4	4.2	0.8
福	井県	2.1	2.6	0.5
富	山県	2.0	2.3	0.3
北	九州市	15.2	12.8	-2.4

資料：福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市と静岡市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※増減(7' - 17')の大きい順。